

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市においては、古くは大陸文化の窓口、防衛・外交の要衝として「太宰府」が置かれたところであり、数多くの歴史・文化的遺産を有する「史跡・観光のまち」として発展を遂げ、現在、国内外から多くの観光客が訪れている。

近年では、福岡都市圏からほど近い住宅地としての側面も持ち、現在7万1千人余りの人口はほぼ横ばいで推移しているが、少子高齢化が進展しており、今後、人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

古くから太宰府天満宮周辺には飲食店・小売店が存在し、観光産業を中心に発展してきた歴史があり、「小売業・卸売業」については太宰府市の主幹産業となっている。また九州自動車道太宰府インターチェンジを含む交通インフラが整備されたことを背景に、製造業を中心とした企業が進出し、現在では、市内産業の重要な役割を担っている。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、先端設備等の導入により市内中小企業の生産性を向上させ、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内においても設備投資が活発な自治体の1つとなり、福岡地域における筑紫地区の中核を担う1市として経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市における産業は、その事業所数に関わらず、小売・卸売業、建設業、サービス

業、製造業と多岐にわたり、多様な業種が太宰府市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市においては、太宰府インターチェンジ付近の準工業地域、西鉄太宰府駅周辺の門前町を含む商業地域、市内に点在する近隣商業地域のほか、市南東部に農地と企業が混在する準都市計画区域を持つという主な地域性を持っており、広域な範囲において先端設備等導入の可能性を期待する企業が立地している。ひいては、幅広く生産性向上に繋がるものとするため、本計画の対象を市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市における産業は、その事業所数に関わらず、小売・卸売業、建設業、サービス業、製造業と多岐にわたり、多様な業種が太宰府市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月23日～令和7年7月22日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮に関する事項

人員の削減を目的とした取組については、計画認定の対象としない。

(2) 計画認定の対象としない事業

①市税を滞納している事業者が計画する事業

②公序良俗に反する事業

③暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が計画する事業

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。